

建物の解体工事等に伴う水道利用について

建物の解体工事等において水道利用をする場合の手続きが令和5年4月1日より以下の方法となりますので、解体工事を実施されるお客様については、十分ご理解いただき、ご協力お願いします。

■ 解体工事のみを行う場合

- まずは、給水契約者（給水契約者がない場合は土地所有者）が宗像地区上下水道料金センター（電話 0940-62-0026）へ解体工事のみを行う事をご連絡ください。
- 必要に応じて、名義変更手続き及び使用開始手続きをしていただきます。
- 解体工事が完了したら、その旨を宗像地区上下水道料金センター（電話 0940-62-0026）へご連絡ください。使用中止手続きを行い精算手続します。

■ 解体後、住宅等の建替え等を計画している場合

- 給水装置工事申込書を提出して下さい。

※申請方法等につきましては、事務組合ホームページ内の「新たに水を引き込むには」をご確認いただぐか、宗像地区水道管理センター施設課（電話 0940-62-0975）までお問い合わせください。

上記手続きを行わず、無届で水道を利用すると罰則対象になる可能性がありますので、十分ご注意ください。